

議案第 37 号

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 6 月 4 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴  
い、所要の改正を行いたいため。

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」  
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。